

短期退職手当等 Q&A の公表

Issue 191, October 18, 2021

In brief

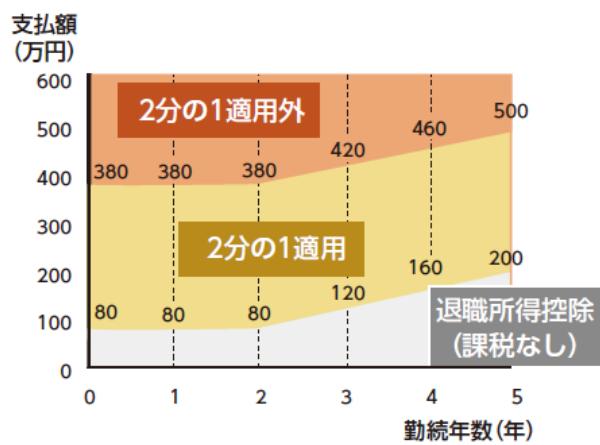
2021 年度(令和 3 年度)税制改正による、役員等以外の者としての勤続年数が 5 年以下である者に対する退職手当等(短期退職手当等)についての改正(以下、「本改正」)を受けて、国税庁から「短期退職手当等 Q&A」(以下、「Q&A」)が公表されました。

In detail

役員としての勤続年数が 5 年以下である場合の退職手当(特定役員退職手当等)については、平成 24 年度税制改正により、退職所得控除額控除後の額についての 2 分の 1 課税の適用が廃止されています。本改正では、勤続年数 5 年以下の法人役員等以外の退職所得(短期勤続年数に対応する退職手当等)についても、下記の通り、退職所得控除額控除後の金額のうち 300 万円を超える部分について、2 分の 1 課税の適用が廃止されるとともに、源泉徴収税額の計算方法も見直されることになりました。

- ① 当該短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が 300 万円以下である場合 当該残額の 2 分の 1 に相当する金額
- ② 上記①以外の場合……150 万円 + (収入金額 - (300 万円 + 退職所得控除額 (=40 万円 × 勤続年数と 80 万円のいずれか大きい額)))

上記の改正は、2022 年分以後の所得税について適用され、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法の改正は、2022 年 1 月 1 日以後に支払うべき退職手当等について適用されます。



(出所: 財務省「[令和3年度税制改正パンフレット](#)」より引用)

なお、改正法の適用関係は、「収入すべきことが確定した日」、即ち退職手当等の支給の基団となった退職の日をもって判定されます（所得税基本通達 36-10 により判定される場合もあります）ので、2021 年 12 月 31 日以前に退職した使用人に対して、2022 年 1 月 1 日以後に退職手当等を支払う場合は、改正前の制度が適用されます（Q&A Q2）。

本改正における短期退職手当等に係る「短期勤続年数」は、原則として役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数（1 年未満の端数がある場合は、その端数を 1 年に切り上げたもの）が 5 年以下であるものをいいます。但し、当該勤続年数に役員等勤続期間がある場合には、その役員等勤続期間を含めて短期勤続年数の年数（5 年）が判定されます（使用人勤続年数が 2 年、役員勤続年数が 4 年の場合は、使用人分の退職手当は短期退職手当等に該当しない（Q&A Q3, 11）。このような場合の源泉徴収税額は、それぞれの退職手当について、短期退職手当等、または特定役員退職手当等の該当の有無を判定し、源泉徴収税額を計算します（Q&A Q10）。

同一年中に、異なる会社からそれぞれ退職手当等の支給を受ける場合は、それぞれの退職手当等ごとに、短期退職手当等、特定役員退職手当等又は一般退職手当等（短期退職手当等と特定役員退職手当等のいずれにも該当しない退職手当等）に該当するか否かを判定します（Q&A Q4）。

その他より詳しい制度の解説につきましては、下記の国税庁ウェブサイトをご参照下さい。

【参考情報】

国税庁ウェブサイト：

「短期退職手当等 Q&A」https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021009-037_01.pdf

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

パートナー

鬼頭 朱実

浅川 和仁

ディレクター

ディレクター

小原 一博

荒井 優美子

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション（DX）などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose（存在意義）としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.